

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	21	府省庁名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づく観光地形成促進地域制度に係る特例措置の拡充が認められた場合に、税制上の特例措置の拡充を講じる。 ・ 特例措置の内容 特定民間観光関連施設を新增設した場合に係る法人税負担の軽減が認められた場合、法人住民税（法人税割についても同様の効果を適用する（自動連動）。 <p><経済産業省及び国土交通省との共同要望></p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第292条第1項第3号		
減収見込額	[初年度] ▲1（▲1） [平年度] ▲1（▲1） [改正増減収額] ▲17（単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>（2）施策の必要性 沖縄の観光産業は、県外受取に占める観光収入の割合が18.5%（平成22年度）となっており、県のリーディング産業として極めて重要なものとなっている。 沖縄県においては、平成24年4月から観光地形成促進地域制度を導入することにより、地域の特色を活かすような民間の観光関連施設の新増設を促進しているところである。 しかしながら、沖縄県内の観光関連事業者は中小企業が多く、これらの観光関連事業者から、同制度の税制上の優遇措置が中小企業にも適用されやすいものになるよう要件を緩和し同制度の活用が促進される措置を講じてほしいという要望が挙がっている。 同制度における税制上の優遇措置の要件緩和により、県内の中小企業においても観光関連施設を設置しようとする意欲が引き出され、地域の特色を活かすような観光関連施設が増加し、沖縄県の観光施策の目標の達成に資するものと考えられる。 さらに、沖縄県内において多数の企業立地を占める本島南部圏域以外の地域においても観光関連施設の増加が見込まれ、沖縄県全域における多様な人的交流、集客の拡大に繋がると考える。 以上のことから、現行の税制上の優遇措置の要件等を緩和し沖縄振興を図ることが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
	ページ	21—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策：11「沖縄政策の推進」 施策：①「沖縄の自主性・自律性の確保に係る施策の推進」
	政策の達成目標	入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数、観光客一人当たりの県内消費額の増加
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数：800万人（うち外国人観光客数：120万人） ・観光収入：7,500億円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数：4.73日 ・観光客一人当たりの県内消費額：93,750円 ※沖縄振興特別措置法に基づき沖縄県が策定する「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を推進するための計画である「沖縄21世紀ビジョン実施計画」にて掲げられている平成28年度までの目標値
政策目標の達成状況	平成24年度の実績（沖縄県統計資料） <ul style="list-style-type: none"> ・入域観光客数：592万人（うち外国人観光客数：38万人） ・観光収入：3,997億円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数：3.75日 ・観光客一人当たりの県内消費額：67,459円 	
有効性	要望の措置の適用見込み	観光地形成促進地域制度の説明会に約100社の企業の出席があり、観光関連施設の新増設に係る投資税額控除に関心が寄せられた。よって、税制上の優遇措置の要件が緩和されれば観光関連施設の新増設が多数見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	沖縄の魅力を高める観光関連施設であっても小規模であるため対象外とされていた施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税の軽減 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	沖縄の魅力を高める観光関連施設であっても小規模であるため対象外とされていた施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○観光振興地域制度の課税特例措置の適用実績（平成20年度～平成23年度） 適用施設数：2件 適用件数：2件 適用金額：582千円 （参考）法人税課税特例措置の適用実績 適用額：3,364千円</p> <p>○観光地形成促進地域制度の課税特例措置の適用実績（平成24年度） 適用施設数：1件 適用件数：1件 適用金額：2,554千円 （参考）法人税課税特例措置の適用実績 適用額：0円</p> <p>※法人税課税特例措置の適用実績は、沖縄県が実施した法人税特例措置の適用可能性のある特定民間観光関連施設へのヒアリング及び租特透明化法に基づく適用実態調査結果により把握。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>○沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 ・法人住民税582千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>沖縄の魅力をも高める観光関連施設であっても小規模であるため対象外とされていた施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○平成24年度税制改正要望時の達成目標（平成28年度を想定） ・入域観光客数：約780万人 ・観光収入：約7,000億円 ・一人当たりの平均滞在日数：4.28日 ・一人当たりの観光消費額：85,000円</p> <p>【平成24年度の実績（沖縄県統計資料）】 ・入域観光客数：592万人（うち外国人観光客数：38万人） ・観光収入：3,997億円 ・観光客一人当たりの平均滞在日数：3.75日 ・観光客一人当たりの県内消費額：67,459円</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>東日本大震災の影響により落ち込んでいた入域観光客数及び観光収入について、平成24年度は、対前年度比で入域観光客が約40万人増加、観光収入が約214億円増加したものの、海外観光地との競合や夏場の繁忙期に襲った台風、尖閣諸島関連の影響等もあり、伸び悩んでいるところ。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年度 観光振興地域制度を創設 平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設</p>